

令和5年までの対応方針に記載された措置の進捗状況
(令和5年(度)中を措置期限とするもの)

資料6

○ 平成26年から令和5年の対応方針に、措置期限が令和5年(度)中と記載された案件等※について、201件の措置が完了した。

※期限が定められていないものの、各府省が措置を講じ、更新したものを含む

○ このうち、過年度に重点事項に選定された主な案件は以下のとおり。

事項名 (関係府省)	求める措置の具体的内容	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要
<p>既存の計画を離島振興計画と位置付けることを可能とすること等 (総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p>	<p>離島振興計画の記載事項を全て包含する他の計画を既に策定している場合には、当該計画を離島振興計画と位置付けることができるように法令上の対応をし、又は運用を見直す。 既存計画が離島振興計画の記載事項を全て包含していない場合には、当該記載事項を別に取りまとめることにより記載事項を充足することが可能となるように法令上の対応をし、又は運用を見直す。</p>	<p>〈令和5年対応方針〉 離島振興法(昭28法72) 離島振興計画(4条)については、都道府県が定める他の計画に離島振興計画として必要な内容を含み、それが離島振興法の目的を達成するためのものであり、かつ、離島振興法に定める手続に即して策定される場合、当該他の計画のうち離島振興計画に該当する箇所を明らかにした上で離島振興計画として提出することが可能であることを明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、地方公共団体に令和5年度中に通知する。</p>	<p>離島振興計画について、都道府県の他の計画が離島振興計画として必要な内容を含み、それが離島振興法の目的を達成するためのものであり、かつ、離島振興法に定める手続に即して策定される場合に、離島振興計画としての提出が可能である旨を明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、関係都道府県に令和6年3月に通知した。 (離島振興計画の効果的・効率的な作成について 令和6年3月25日付け国土交通省国土政策局離島振興課事務連絡)</p>
<p>特定地域づくり事業協同組合制度における派遣可能な業務の拡大 (総務省、厚生労働省)</p>	<p>特定地域づくり事業協同組合制度において、同制度を活用する組合が安定した通年雇用を実現できるよう、派遣可能な業務を労働者派遣法第4条で派遣が禁止されている建設業務などに拡大すること。</p>	<p>〈令和5年対応方針〉 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令元法64) 特定地域づくり事業協同組合(2条3項。以下この事項において「組合」という。)については、以下の措置を講ずる。 ・職業能力開発の一環として行う在籍型出向により、組合の職員が建設業に従事する場合における職員と建設業者との雇用契約や研修に関する要件等を、都道府県労働局及び都道府県に令和5年度中に通知する。</p>	<p>特定地域づくり事業協同組合制度において、特定地域づくり事業協同組合の職員が在籍型出向により建設業に従事する場合における雇用契約や研修に関する留意点等を都道府県労働局及び都道府県宛に令和6年3月に通知した。 (特定地域づくり事業協同組合の職員が在籍型出向によって建設業に従事する場合の留意点等について 令和6年3月29日付け厚生労働省職業安定局需給調整事業課長、総務省地域力創造グループ地域振興室長通知)</p>

令和5年までの対応方針に記載された措置の進捗状況
(令和5年(度)中を措置期限とするもの)

資料6

事項名 (関係府省)	求める措置の具体的内容	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要
<p>優良田園住宅建設計画の認定に係る都道府県知事との協議の廃止 (農林水産省、国土交通省)</p>	<p>市町村が優良田園住宅建設計画を認定しようとする際に義務付けられている、優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第4項に基づく都道府県知事との協議を廃止すること。</p>	<p>〈令和5年対応方針〉 優良田園住宅建設計画(以下この事項において「建設計画」という。)の認定(4条)に係る手続については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設計画の認定に係る都道府県知事との協議(同条4項)については、優良農地の保全や都市計画等に基づく適正な土地利用の確保の観点から一定の要件を満たす場合は、協議手続の簡素化等が可能である旨を明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。 ・優良田園住宅を建設しようとする土地が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)8条2項1号)外の農地である場合には、建設計画の認定、農地転用許可(農地法(昭27法229)4条及び5条)及び開発許可(都市計画法(昭43法100)29条)の手続を並行して進めることにより、優良田園住宅が建設されるまでの期間の短縮が可能である旨を明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。 	<p>優良田園住宅建設計画の認定に係る市町村と都道府県知事との協議については、優良農地の保全や都市計画等に基づく適正な土地利用の確保の観点から一定の要件を満たす場合は、協議手続の簡素化等が可能である旨を明確化し、地方公共団体に令和6年3月に通知した。 (「優良田園住宅の建設の促進に関する法律の運用について」の一部改正について 令和6年3月27日付け農林水産省農村振興局長、国土交通省都市局長、国土交通省住宅局長通知)</p> <p>また、優良田園住宅を建設しようとする土地が農用地区域外の農地である場合、建設計画の認定、農地転用許可及び開発許可の手続を並行して進めることにより、優良田園住宅が建設されるまでの期間の短縮が可能である旨を明確化し、地方公共団体に令和6年3月に通知した。 (同上「優良田園住宅の建設の促進に関する法律の運用について」の一部改正について 令和6年3月27日付け農林水産省農村振興局長、国土交通省都市局長、国土交通省住宅局長通知)</p> <p>さらに、市町村に作成を求めている農地転用等の調整に係る様式の簡素化を行い、地方公共団体に令和6年3月に通知した。 (「優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づく優良田園住宅建設計画に係る農業振興地域制度の運用及び農地転用許可事務の円滑化の留意事項について」の一部改正について 令和6年3月27日付け農林水産省農村振興局長通知)</p>

○ なお、平成26年から令和5年の対応方針に、措置期限が令和5年(度)中と記載された案件を含め、令和5年までの対応方針に記載された措置の進捗状況について、内閣府ホームページの「提案募集方式データベース」上に、有識者会議終了後公表予定。

提案募集方式データベース : <https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/database.html>